

## 港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業 F A Q

No.	区分	質問	回答
1	対象	どのような理由で利用できますか。	日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象	日常生活上突発的な事情等とは何ですか。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。
3	対象	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
4	対象	保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。	保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても対象となります。
5	対象	保育の必要性を有していませんが対象になりますか。	保育の必要性の有無に関わらず対象となります。
6	対象	育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象となります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
7	対象	実家が港区にあり里帰りする場合、対象になりますか。	港区に住民登録があることが要件なので、住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
8	対象	子どもの住民票が港区にない場合、対象になりますか。	住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
9	対象	対象となる児童の年齢はいくつまでですか。	0歳から満12歳に達する年度の末日までご利用いただけます。生後57日未満であっても、ベビーシッター事業者が対応可能であれば補助の対象となります。
10	対象	母と子は区外へ住所を移した一方、父は港区に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。	子どもの住民票が港区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、港区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
11	対象	「共同保育を必要とする」とはどういった場合ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりする場合です。
12	対象	兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。

No.	区分	質問	回答
13	対象	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があるが、小学生も同様ですか。	小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合であつて、かつ、保護者の方が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です。ただし未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、未就学児の人数と同数のベビーシッターを依頼してください。 例 未就学児1名+小学生1名=1名 未就学児2名+小学生1名=2名 小学生2名=1名
14	期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、24時間、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。なお、1時間未満の利用も対象となります。
15	期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和6年度の申請は、令和6年4月1日～令和7年3月31日の利用分が対象です。
16	利用上限時間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
17	利用上限時間	1か月当たりの利用上限はありますか。	月当たりの利用上限はありません。児童一人当たり年間144時間が上限になります。（0歳から6歳の未就学児の多胎児（双子など）の場合は、児童1人につき年288時間）
18	利用上限時間	前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、港区ではどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。年度内の合計が144時間を超えない範囲でご利用いただけます。【例】前自治体で100時間利用した場合 → 44時間まで
19	利用上限時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。 （例）3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポンを6,000円分を使用	差し引かれます。質問例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります（クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため）。このため、クーポンを利用した日を助成金申請から除外するなど、年間144時間の利用上限に影響がないように保護者自身が判断してください。
20	補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。	全額補助の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。
21	対象利用料	補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。	保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金は、補助の対象となります。

No.	区分	質問	回答
22	対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
23	対象利用料	会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。 例えば、月会費制で、1回目の料金が会費の中に含まれる場合は、保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月会費の明細書、領収書等をご提出ください。 保育サービスを利用していない場合は、補助の対象外となります。
24	対象利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。提出書類から、割引の対象経費が分かるものの添付がない場合は、割り引かれた費用については、純然たる保育サービス提供対価(税込)から差し引いて補助金を計算します。なお、申請後の補助対象額の変更はできません。
25	対象利用料	早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。	純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。
26	対象利用料	対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。
27	対象利用料	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。	本事業では、預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
28	対象利用料	交通費は補助の対象になりますか。	対象外です。
29	対象事業者	どの事業者を使えばいいのでしょうか。	東京都福祉保健局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者の中から選んでご利用ください。
30	対象事業者	区が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	区が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。
31	保育基準	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹（2名とも補助対象児童）で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者との共同保育である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。

No.	区分	質問	回答
32	利用の流れ	事前に区への登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、東京都の認定事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください。
33	利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。 ②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。
34	利用の流れ	全額自費でベビーシッターを利用し、途中で当該事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。	認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たす人であり、事業者から必要書類の発行が受けられれば、補助することができます。詳しくは事業者へお問い合わせください。ただし、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たすわけではないので、極力利用前に事業者に申し出てください。
35	利用の流れ	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることができますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有等）を満たしている方になります。
36	補助金の交付申請	補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。
37	補助金の交付申請	数か月前に利用しましたが、申請を忘れていました。まとめて申請することはできますか。	同一年度の利用であれば、まとめて申請することも可能です。一方で、領収書の紛失等のリスクを考慮すると、適宜申請することをお勧めします。
38	補助金の交付申請	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
39	補助金の交付申請	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、申請ごとに提出してください。
40	補助金の交付申請	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必要になります。

No.	区分	質問	回答
41	補助金の交付申請	午後6時30分～午後10時30分まで（日中3時間30分、夜間30分）の利用を3回した場合、何時間が補助の対象になりますか。	利用時間に対する補助額の計算は、申請ごとに1か月単位で日中利用、夜間利用の区分ごとに時間を合計し、分単位を切捨てした上での申請となります。 午後6時30分～午後10時30分まで（日中3時間30分、夜間30分）の利用を3回した場合、日中10時間30分、夜間1時間30分になりますので、日中10時間、夜間1時間の補助金として、上限28,500円（2,500円×10時間+3,500円×1時間）の交付となります。
42	補助金の交付申請	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書は1枚に複数月分まとめることができますが、利用内訳表は利用月ごとに作成をお願いします。
43	補助金の交付申請	領収書と利用明細書が一つの書類にまとまっても、提出書類として認められますか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。
44	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
45	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。	この事業は、東京都の制度を活用しています。今後、制度が見直された場合等、事業内容に変更が生じる可能性があります。令和6年度以降の対応については、決まり次第、区ホームページでお知らせします。
46	その他	港区の他助成制度との併用はできますか	港区の「訪問型病児・病後児保育利用料助成」を受けている場合は助成対象外となります。（同一の利用回で申請の重複がなければ、併用してご利用いただけます）